

本件事故当時、茨城県において、農業（野菜等）を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下、「本件」という。）について、申立人株式会社X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人とは、本件事故に関し、下記期間に対する下記損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばず、下記期間後に生じた損害に関する申立人の損害賠償請求権は消滅しないことを相互に確認する。

記

損害項目	営業損害
期 間	平成23年3月11日から平成23年8月31日まで

第2 損害金額

被申立人は、申立人に対し、第1記載の損害項目及び期間について、申立人に金24,034,097円の損害が生じたことを認める。

第3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第2項の損害金から仮払金金12,310,166円を差し引き精算した、和解金金11,723,931円の支払義務があることを認める。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算

申立人及び被申立人は、申立人と被申立人との間には、第1項に掲げる損害項目（当該期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解契約書に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。
平成24年11月30日

（仲介委員 嘉村 孝）